

神奈川県林地開発許可審査基準

第1章 総則

(趣旨)

第1 この基準は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2第1項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）の許可について、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「政令」という。）及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）並びに関係通知に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 本基準における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 開発区域

開発行為をしようとする区域全体をいう。

(2) 開発行為をしようとする森林

開発区域内にある森林法第5条第2項第1号に規定する地域森林計画対象森林をいう。

(3) 開発行為に係る森林

開発行為をしようとする森林のうち、土地の形質を変更する森林をいい、一時利用する場合も含めるものとする。

(4) 残置森林

開発行為をしようとする森林から開発行為に係る森林を除いた森林をいう。

(5) 残置森林率

開発行為をしようとする森林に対する、若齢林（15年生以下の森林）を除いた残置森林の面積の割合をいう。

(6) 造成森林

開発区域内に造成した高木性樹木で構成する森林をいう。

(7) 造成緑地

開発区域内に造成した低木性樹木又は草本類で構成する緑地をいう。

(8) 森林率

開発行為をしようとする森林に対する、残置森林と開発行為に係る森林内に造成された造成森林を併せた面積の割合をいう。

(9) 森林緑地率

開発行為をしようとする森林に対する、残置森林と開発行為に係る森林内に造成された造成森林と造成緑地を併せた面積の割合をいう。

(10) 補正森林率

開発行為をしようとする森林に対する、残置森林と開発区域内に造成された造成森林を併せた面積の割合をいう。

(11) 補正森林緑地率

開発行為をしようとする森林に対する、残置森林と開発区域内に造成された造成森林と造成緑地を併せた面積の割合をいう。

(開発行為の規模)

第3 政令第2条の3に規定する行為に係る土地の面積は、開発行為に係る森林の面積とする。

第2章 申請書類

(林地開発許可申請書)

第4 省令第4条の申請書は、第1号様式とする。

(開発行為に関する計画書)

第5 省令第4条第2号に規定する開発行為に関する計画書は、第2号様式とし、様式中の目次欄に列記された書類及び図面の作成基準については別表1のとおりとする。

(開発行為に係る同意書)

第6 省令第4条第3号に規定する同意を得ていることを証する書類は、申請様式13のとおりとする。

(他法令等の許認可手続き状況)

第7 省令第4条第5号に規定する他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合の、当該処分に係る申請状況を記載した書類は、申請様式14のとおりとする。

なお、神奈川県土地利用調整条例（平成8年3月29日公布、神奈川県条例第10号）第3条第1項の協議は同条第3項の規定に基づき、原則として林地開発許可申請に先立ち行うこと。

(開発行為を行うために必要な資力及び信用を証する書類)

第8 省令第4条第6号に規定する開発行為を行うために必要な資力及び信用を証する書類は、申請様式11、申請様式12とする。

第3章 許可基準

(手続き上の要件)

第9 省令第4条に基づく申請書及び添付書類の内容の要件は次のとおりとする。

- (1) 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うこと。
- (2) 開発行為をしようとする森林につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていること。
- (3) 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分がなされているかの確認又は当該申請に係る申請の状況の確認ができること。また、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、その手続の状況の確認もできること。
- (4) 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があること。

(災害の防止)

第10 法第10条の2第2項第1号に該当しないと認められる基準は次のとおりとする。

(1) 開発行為が原則として現地形にそって行われること、及び、開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であること。

なお、大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。

(2) 切土は、原則として階段状に行うほか、次によるものであること。

ア のり面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往ののり面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。

イ 土砂の切土高が 10 メートルを超える場合には、現地の状況に応じて、原則として高さ 5 メートルないし 10 メートル毎に小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられていること。

ウ 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置が講ぜられていること。

エ 採石法（昭和 25 年 12 月 20 日法律第 291 号）及び砂利採取法（昭和 43 年 5 月 30 日法律第 74 号）の許認可に係る開発行為については、当該法の審査基準によるものであること。

(3) 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めを行うほか、次によるものであること。

ア のり面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往ののり面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。盛土高がおおむね 1.5 メートルを超える場合には、勾配が 35 度以下であること。

イ 一層の仕上がり厚は、30 センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めが行われるとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

ウ 盛土高が 5 メートルを超える場合には、原則として 5 メートル毎に小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられていること。

エ 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し、又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施行及び排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

(4) 開発区域内で発生した土砂を現場内処理せずに域外搬出する場合は、次によるものであること。

ア 土砂の域外搬出処分は、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合の処分場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上選定されているものであること。

イ のり面の勾配の設定、小段の設置及び排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ土砂の流出のおそれがないものであること。

ウ 域外搬出場所が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下、「盛土規制法」という。）第 12 条第 1 項又は同法第 30 条第 1 項の許可を要する処分場である場合は、当該許可がなされているかの確認又は当該許可申請に係る申請の状況の確認ができること。

(5) 切土又は盛土を行った後ののり面で、次のア、イに該当するときは、擁壁の設置その他のり面崩壊防止施設が適切に講じられること。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、のり面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でない認められる場合は、この限りで

はない。

ア 人家、学校及び道路等に近接し、かつ、次の(ア)又は(イ)に該当する場合。

(ア) 切土により生ずるのり面の勾配が30度より急で、かつ、高さが2メートルを超える場合。ただし、硬岩盤である場合又は次のa若しくはbのいずれかに該当する場合はこの限りではない。

a 土質が表1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じたのり面の勾配が同表中欄の角度以下のもの。

b 土質が表1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じたのり面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが5メートル以下のもの。この場合において、aに該当するのり面の部分により上下に分離されたのり面があるときは、aに該当するのり面の部分は存在せず、その上下ののり面は連続しているものとみなす。

表1

土質	擁壁等を要しない勾配の上限	擁壁等を要する勾配の上限
軟岩（風化の著しいものを除く）	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するもの	35度	45度

(イ) 盛土により生ずるのり面の勾配が30度より急で、かつ、高さが1メートルを超える場合。

イ 切土又は盛土を行った後ののり面の勾配が(2)及び(3)によることが困難であるか若しくは適当でない場合。

(6) 擁壁の構造は、次によるものであること。

ア 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

イ 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。

ウ 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。

エ 地耐力が十分にあり擁壁が沈下しないこと。

オ 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適性な水抜穴が設けられていること。

(7) 切土又は盛土を行った後ののり面が雨水、溪流等により侵食されるおそれがある場合には、次によりのり面保護の措置が講ぜられること。

ア 植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけではのり面の侵食を防止できない場合には人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等）が行われるものであること。工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行されるものであること。

イ 表面水、湧水、溪流等によりのり面が侵食され、又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講ぜられるものであること。この場合における擁壁の構造

は、(6)によるものであること。

(8) 開発区域において、相当量の土石が崩壊又は流出し下流地域に災害が発生するおそれがある場合には、次により開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられること。

ア えん堤等の容量は、次の(ア)及び(イ)により算定された開発区域からの流出土砂量を貯砂しうるものであること。

(ア) 開発行為の施行期間中における開発区域1ヘクタール当たり1年間の流出土砂量は、特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合では200立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合では600立方メートル、それ以外の場合では400立方メートルを標準とし、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。

(イ) 開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、別途積算するものであること。

イ えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。

ウ えん堤等の構造は、「治山技術基準」(昭和46年3月27日付け46林野治第648号林野庁官通達)によるものであること。なお、次の場合においては、地震時の荷重等についても検討するものとする。

(ア) 堤高が15m以上のコンクリートダムの場合

(イ) コンクリート以外のダムで、地震荷重等が作用した際に不安定になる場合

エ 災害が発生するおそれがある区域は表2に掲げる区域を含む土地の範囲とし、災害の特性を踏まえ、以下に掲げる(ア)から(イ)に基づき、現地の荒廃状況に応じて、想定される災害、想定被災区域及び保全対象を整理すること。なお、表2に掲げる区域以外であっても、同様のおそれがある区域については同様の整理を行うこと。

(ア) 山腹崩壊や急傾斜地の崩壊、地すべりの災害については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法対策の推進に関する法律(以下、土砂災害防止法とする。)の土砂災害警戒区域の考え方を基本とすること。

(イ) 土石流災害については、土石流の発生の危険性が認められる溪流を含む流域全体について被災の可能性を検討すること。ただし、土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。

表2

区域の名称	区域の名称 根拠とする法令等
砂防指定地	砂防法
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
地すべり防止区域	地すべり等防止法
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法
災害危険区域	建築基準法
山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領
地すべり危険地区	
崩壊土砂流出危険地区	

オ 上記の検討結果を整理し、必要な措置の内容について別表1の計画書に必要な事項を記載

すること。

- (9) 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、10年確率で想定される雨量強度に対し、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられること。ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲にいったん水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号のロ又は土砂災害防止法第8条第1項第4号でいう要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30年確率で想定される雨量強度を用いること。

ア 排水施設の構造等は、次によるものであること。

- (7) 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。
- (イ) 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホールの設置等の措置が講ぜられていること。
- (ロ) 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの措置その他の措置が適切に講ぜられていること。
- (エ) 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画されていること。

なお、河川等又は他の排水施設等に排水を導く場合には、施設の接続、流量の変化について当該河川等又は他の排水施設等の管理者の同意を得ているものであること。

イ 排水施設の断面は、次によるものであること。

- (7) 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定められていること。
- (イ) 排水施設の計画に用いる雨水流出量は、原則としてラショナル式により算出されていること。

$$Q = \frac{1}{360} \times f \times r \times A \quad (\text{ラショナル式})$$

Q：雨水流出量(m³/sec)

f：流出係数 (別表2 表1参照)

r：設計雨量強度(mm/hour) (別表2 表2、表3参照)

A：集水区域面積(ha)

- (ロ) 排水施設の計画に用いる流速は、原則としてマニング式により算出すること。

$$V = \frac{1}{n} \times R^{2/3} \times I^{1/2} \quad (\text{マニング式})$$

V：流速(m/sec)、R：径深($\frac{F}{P}$)、I：水面勾配、F：流水断面積(m²)

P：潤辺長(m)、n：粗度係数 (別表2 表7参照)

- (エ) 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみて、いったん水による影響の大きい場合にあつては、排水施設の断面は、必要に応じて(7)に定めるもの

- より一定程度大きく定められていること。
- (オ) ラショナル式及びマニング式の適用に当たっては、別表2によるものであること。
- (カ) 洪水調節池の下流に位置する排水施設については、洪水調節池からの許容放流量を勘案して、安全に流下させることができる断面とすること。
- (10) 飛砂、落石等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられること。
- (11) 開発行為の施行に当たって災害の防止のため必要な仮設の防災施設については、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにすること。また、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。
- (12) 開発行為の完了後においても整備した排水施設や洪水調整池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。
- (13) 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為については、(1)から(10)までによるほか、次のとおりとする。
- ア 太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置すること。ただし、太陽光発電施設を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置すること。
- イ 自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、排水施設等の適切な防災施設を設置すること。
- ウ 太陽光パネルの表面が平滑で一定の斜度があり、雨水が集まりやすいなどの太陽光発電施設の特性を踏まえ、太陽光パネルから直接地表に落下する雨水等の影響を考慮する必要があることから、雨水等の排水施設の断面及び構造等については、以下のとおりとする。
- (7) 地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、別表2によらず、排水施設の計画に用いる雨水流出量の算出に用いる流出係数を1.0とすること。なお、架台の設置などにより太陽光パネル下の地表において雨水の浸透が見込まれる場合には、上記によらず、表3によることとして差し支えない。なお、表3における浸透能の区分は、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大を標準とし、地形、地質、土壌等の条件を考慮のうえ適切に流出係数を定めるものとする。

表3

地表状態\区分	浸透能小	浸透能中	浸透能大
太陽光パネル等	1.0	0.9~1.0	0.9

- (イ) 排水施設の構造等については、表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていること。また、表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていること。

(水害の防止)

第11 法第10条の2第2項第1号の2に該当しないと認められる基準は次のとおりとする。

- (1) 開発行為をしようとする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、30年確率で想定される雨量強度に対し、当該開発行為をする森林の下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられること。

また、洪水調整容量は、下流における流下能力を考慮の上、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。

ア 洪水調節容量の算定は次のとおりとする。

洪水調節池容量の算定は30年確率降雨強度曲線を用いて求める次式のVの値を最大とするような容量をもって、その必要調節容量とする。

$$V = \left(r_i - \frac{rc}{2} \right) \times t_i \times f \times A \times \frac{1}{360}$$

V：必要調節容量 (m³)

f：開発後の流出係数

A：流域面積 (ha)

rc：調節池下流の流下能力の値に対応する降雨強度 (mm/hour)

ri：30年確率降雨強度曲線上の任意の継続時間に対応する降雨強度 (mm/hour)

ti：任意の継続時間 (sec)

イ 余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては100年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムの1.2倍以上のものであること。

ウ 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。

エ 開発行為の施行期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合にあっては、開発行為に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合では200立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合では600立方メートル、それ以外の場合では400立方メートルを標準とし、流域の地形、地質、土地利用の状況、気象等に応じて必要な堆砂量とすること。

オ 開発行為の施行に当たって水害の防止のため必要な仮設の防災施設については、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにすること。また、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。

カ 開発行為の完了後においても整備した洪水調整池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。

(水の確保)

第12 法第10条の2第2項第2号に該当しないと認められる基準は次のとおりとする。

- (1) 他に適地がない等によりやむをえず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林

を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得て、貯水池又は導水路を設置する等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。

(2) 周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられること。

(環境の保全)

第13 法第10条の2第2項第3号に該当しないと認められる基準は次のとおりとする。

(1) 開発行為の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ、森林の配置については残置森林によることを原則とし、残置し又は造成する森林又は緑地の面積の事業区域内の森林面積に対する割合は、表4に掲げた基準に基づき森林又は緑地が残置若しくは造成されるものであること。

造成森林については、必要に応じ植物の育成に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、森林機能が早期に回復、発揮されるよう、地域の自然的条件に適する、原則として高木性の樹木を植栽する。

森林を一時的に森林以外の土地利用に改変した場合の造成森林は、原則として高木性の樹木の苗木を早期森林復元するよう、別表3「林地開発行為に係る森林造成指針」を参考として均等に植栽する。

森林を森林以外の土地利用に改変する場合で、修景上必要な箇所においては、原則として樹高1メートル以上の高木性樹木を、表5を標準として均等に分布するよう植栽する。なお、修景効果を併せ期待する造成森林にあつては、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとする。

表4

1 森林を森林以外の土地利用に改変する場合

開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1区画の面積はおおむね1,000平方メートル以上とし、建物敷等の面積はそのおおむね30パーセント以下とする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね50メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅はおおむね100メートル以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は1箇所あたりおおむね5ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

ゴルフ場の造成	森林率はおおむね 50 パーセント以上(残置森林率はおおむね 40 パーセント以上)とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林は原則としておおむね 20 メートル以上)を配置する。 2 ホール間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林はおおむね 20 メートル以上)を配置する。
宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率はおおむね 50 パーセント以上(残置森林率はおおむね 40 パーセント以上)とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね 40 パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設の開発行為に係る 1 箇所当りの面積はおおむね 5 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
工場、事業場の設置	森林率はおおむね 25 パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。 2 開発行為に係る 1 箇所当りの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
太陽光発電施設の設置	森林率はおおむね 25 パーセント以上(残置森林率はおおむね 15 パーセント以上)とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2 開発行為に係る 1 箇所当りの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
住宅団地の造成	森林緑地率はおおむね 20 パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 2 開発行為に係る 1 箇所当りの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅 30 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。
道路の新設若しくは改築、畑地の造成		その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不相当であるときは、森林の残置又は造成が行われないこととして差し支えない。

2 森林を一時的に森林以外の土地利用に改変する場合

開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
土石等の採掘	一時利用時 森林率はおおむね 25 パーセント以上とする。 完了時 森林緑地率はおおむね 100 パーセントとする。	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。
建設発生土処分場の造成、産業廃棄物処分場の造成	一時利用時 森林率はおおむね 25 パーセント以上とする。 完了時 森林緑地率はおおむね 100 パーセントとする。	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。 2 利用後の跡地は植栽することとするが、法面等で植栽することが出来ない場合には緑化する。

上表における開発行為の目的等の適用については、次のとおりとする。

- (ア) 1 事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの開発行為の目的別の基準を適用するものとする。
- (イ) 別荘地とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地を指すものとする。
- (ロ) 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。
- (ハ) ゴルフ場とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これに含め取扱うものとする。
- (ニ) 宿泊施設とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設を指すものとする。なお、リゾートマンション、コンドミニアム等所有者等が複数となる建築物等もこれに含め取扱うものとする。
また、企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る開発行為の目的の基準を適用するものとする。
- (ホ) レジャー施設とは、総合運動公園、公園墓地、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設を指すものとする。
- (ヘ) 工場、事業場とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設を指すものとする。
- (ヘ) 工場、事業場の設置及び住宅団地の造成に係る「1箇所当たりの面積」とは、当該施設又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。
- (コ) 学校教育施設、病院等は「工場・事業場」の基準を適用するものとする。
- (セ) ゴルフ練習場はゴルフ場と一体のものを除き「宿泊施設・レジャー施設」の基準をそれぞれ適用するものとする。
- (ソ) 墓地の造成（公園墓地は除く）及びグラウンドの造成（総合運動公園を除く）については、「工場、事業場の設置」を適用する。
- (シ) レジャー施設及び工場・事業場の設置については、1箇所当たりの面積がそれぞれおおむね

5ヘクタール以下、おおむね20ヘクタール以下とされているが、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場合には、その必要の限度においてそれぞれ5ヘクタール、20ヘクタールを超えて設置することもやむを得ないものとする。

表5

樹高	植栽本数（1ヘクタール当たり）
1メートル	2,000本
2メートル	1,500本
3メートル	1,000本

- (2) 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われること。
- (3) 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずるのり面を極力縮小するとともに、可能な限りのり面の緑化を図り、又開発行為により設置される施設の周辺に森林を残置し、若しくは造成する等の適切な措置が講ぜられること。
- (4) 残置森林、造成森林及び造成緑地について、適切に保続培養をはかること。

(その他)

第14 開発行為の計画において配慮を要する事項は次のとおりとする。

- (1) 開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること。
- (2) 開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。
- (3) 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われること。
- (4) 開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように、適切な配慮がなされていること。
- (5) 開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって、周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように、適切な配慮がなされていること。

第4章 開発許可の条件

(開発許可の条件)

第15 法第10条の2第4項に基づき附する条件（以下「許可条件」という。）は、次のとおりとするほか、知事が必要に応じて附するものとする。

- (1) 以下の条件に従って開発行為を行わない場合には、この許可を取り消すことがあります。
- (2) 開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行ってください。
- (3) 開発行為の施行中に災害等が発生することのないように行ってください。

- また、災害が発生するおそれがある場合には、許可条件の変更及び追加等を行うことがあります。
- (4) 開発行為に着手し、又は完了したときは、遅滞なく知事に届け出てください。また、県の職員が施行結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないでください。
 - (5) 当該開発行為の工事期間中、工事場所の見やすい位置に林地開発行為許可標を掲示してください。
 - (6) 毎年9月末日及び3月末日現在の当該開発行為の施行状況について、各翌月の10日までに施行状況報告書を知事に提出してください。
 - (7) 県の職員が開発行為の施行状況に関する調査を行う場合には、これを拒否しないでください。
 - (8) 開発行為の施行中に災害が発生した場合には、直ちに適切な措置を講ずるとともに、遅滞なく知事に届け出るほか、知事の指示に従ってください。
また、発生した災害により周辺に被害を及ぼした場合及び及ぼすおそれがある場合には、直ちに警察、消防、関係市町村等の関係機関に通報してください。
 - (9) 開発行為の目的、開発区域内用地利用計画又は防災施設等の内容を変更しようとするときは、あらかじめ知事に開発行為の変更許可申請を行ってください。
 - (10) 開発行為の内容のうち(9)に掲げる内容の変更を除く軽微な変更をするときは、あらかじめ知事に林地開発行為の変更を届け出てください。
 - (11) この許可を受けた者の住所又は氏名に異動が生じたときは、知事に届け出てください。
 - (12) 開発許可に基づく地位を承継するときは、承継することを証する書類を添付してあらかじめ知事に届け出てください。
 - (13) 開発行為を休止しようとするときは、あらかじめ知事に届け出るほか、知事の指示に従い防災措置を講じてください。
 - (14) 開発行為を休止した後再開しようとするときは、あらかじめ知事に届け出てください。
 - (15) 開発行為に係る土地の森林面積が森林法施行令第2条の3に規定する規模以下で開発行為を廃止しようとするときは、あらかじめ知事に届け出るほか、知事の指示に従い防災措置を講じてください。
 - (16) えん堤、洪水調節池又は沈砂池等の防災施設の設置を先行することとし、主要な防災施設の設置が完了したときは、遅滞なく知事に届け出てください。また、県職員が施行の確認を行うまでの間は他の開発行為を施行しないでください。
 - (17) 配置計画の関係上、防災施設の一部を開発目的に係る工作物等と並行して施工する場合であっても、周辺地域の安全性が確保できるよう本設のものと同程度の機能をもつ仮設の防災施設を適切な箇所に設置するなど、施行地全体の安全性を担保してください。
 - (18) 排水施設、洪水調節池又は沈砂池等の機能維持のため、開発行為の施行中に当該施設に堆積した土砂の撤去等の適切な維持管理を行ってください。
 - (19) 開発行為の状況に応じ、施行中埋設する工作物について設置が完了した場合は、視認できる期間中に寸法が確認できるよう、カラー写真を撮影して保管してください。また、県の職員が施行に関する確認を行う場合には、これを拒否しないでください。
 - (20) 信用及び資力があることを明らかにする書類について、融資決定が開発行為の許可後となる場合は、着手前に融資証明書を提出してください。

- (21) 防災施設を講ずるために必要な能力があることを証する書類について、申請時において、施行者が確定しない場合は、着手前までに当該書類を提出して県の職員の確認を受けてください。

第5章 許可後の諸手続

(林地開発行為の着手)

第16 許可条件(4)に掲げる開発行為に着手したときの届出は、第3号様式のとおりとする。

(林地開発行為許可標)

第17 許可条件(5)に掲げる標識は、第4号様式のとおりとする。

(林地開発行為の施行状況報告)

第18 許可条件(6)に掲げる報告書は、第5号様式のとおりとし、開発行為の施行状況を明示した図面、工事工程書及び施行状況写真を添付するものとする。

(林地開発行為施行中の災害)

第19 許可条件(8)に掲げる林地開発行為施行中に災害が発生したときの届出は、第6号様式のとおりとする。

- 2 前項の届出内容について、知事が必要と認めたときは、防災措置等に関する林地開発行為災害復旧計画書(第7号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 開発行為者は、前項の災害発生に係る防災措置等が完了したときは、遅滞なく災害復旧工事完了届(第8号様式)を知事に提出し、その確認を受けなければならない。

(林地開発行為の変更許可申請)

第20 許可条件(9)に掲げる開発行為の変更許可申請書は、第9号様式のとおりとし、変更に係る書類を添付して、あらかじめ、知事に提出しなければならない。

(林地開発行為の変更届)

第21 許可条件(10)に掲げる開発行為の軽微な内容変更の届出は、第10号様式のとおりとする。

(林地開発行為者の住所及び氏名の異動)

第22 許可条件(11)に掲げる許可を受けた者の住所又は氏名に異動があったときの届出は、第11号様式のとおりとする。

(林地開発行為の地位承継)

第23 許可条件(12)に掲げる開発許可に基づく地位を承継するときの届出は、第12号様式のとおりとし、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 当該開発行為を行う権原を譲渡により承継することが明らかとなる書類。
- (2) 承継を受けようとする者が法人である場合には当該法人の登記簿の謄本、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載

した書類。

- (3) 承継を受けようとする者の当該開発行為を遂行する能力に関する書類。
- (4) その他知事が必要と認め指示する書類。

(林地開発行為の休止)

第 24 許可条件(13)に掲げる開発行為を休止しようとするときの届出は、第 13 号様式のとおりとし、次に掲げる書類を添付し、知事の確認を受けなければならない。

- (1) 当該開発行為に係る防災措置等の施行状況を明示した図面及び施行状況写真。
- (2) その他知事が必要と認め指示する書類。

(林地開発行為の再開)

第 25 許可条件(14)に掲げる開発行為を休止した後開発行為を再開しようとするときの届出は、第 14 号様式のとおりとし、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 再開後の事業計画書、工事工程表及び保全状況写真。
- (2) その他知事が必要と認め指示する書類。

(林地開発行為の廃止)

第 26 許可条件(15)に掲げる開発行為を廃止しようとするときの届出は、第 15 号様式のとおりとし、次に掲げる書類を添付し、知事の確認を受けなければならない。

- (1) 当該開発行為に係る森林機能の回復及び防災措置等の施行状況を明示した図面及び施行状況写真。
- (2) その他知事が必要と認め指示する書類。

(防災施設の設置)

第 27 許可条件 (16) に掲げる主要な防災施設の設置が完了したときの届出は第 16 号様式のとおりとし、知事の確認を受けなければならない。

(埋設する工作物の設置)

第 28 埋設する工作物の設置が完了したときは、許可条件 (19) に掲げる寸法が確認できるカラー写真を撮影して保管すること。また、撮影した写真は、県の職員の求めに応じて提示すること。

(林地開発行為の完了)

第 29 許可条件(4)に掲げる開発行為が完了したときの届出は、第 17 号様式のとおりとし、知事の確認を受けなければならない。

附則

1. この基準は、平成 12 年 10 月 1 日から適用する。
2. 神奈川県林地開発許可実施要領（平成 10 年 4 月 1 日施行）は廃止する。
3. 林地開発許可申請書及び添付書類作成基準（平成 4 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

附則

この基準は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この基準は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附則

この基準は、令和 2 年 4 月 27 日から施行する。

附則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この基準は、令和 5 年 4 月 10 日から施行する。

附則

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

林 地 開 発 許 可 申 請 書

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及
び代表者の氏名)

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る森林の 所 在 場 所	
開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積	
開 発 行 為 の 目 的	
開発行為の着手予定年月日	
開発行為の完了予定年月日	
開 発 行 為 の 施 行 体 制	
備 考	

注意事項

- 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載してください。
- 備考欄には、開発行為を行うことについての行政庁の許認可その他処分を必要とする場合には、その手続き状況を記載してください。
- 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。
なお、申請時において開発行為の施行者が確定しない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

林 地 開 発 行 為 着 手 届

年 月 日

神奈川県知事 殿

(許可を受けた者)

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及
び代表者の氏名)

年 月 日付けで林地開発の許可を受けた行為について、次のとおり着手したので提出します。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 指 令 番 号	年 月 日 神奈川県指令 第 号
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 の 目 的	
開 発 行 為 の 着 手 年 月 日	年 月 日
そ の 他	

林 地 開 発 行 為 許 可 標

許 可 年 月 日 及 び 許 可 指 令 番 号	年 月 日 神奈川県指令 第 号
許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名 (名 称)	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 の 目 的	
工 事 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

林地開発行為施行状況報告書(第 回)

年 月 日

神奈川県知事 殿

(許可を受けた者)

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで林地開発の(変更)許可を受けた行為について、年 月 日現在の施行状況を報告します。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 指 令 番 号	年 月 日 神奈川県指令 第 号
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 の 目 的	
施行状況	

添付図書

- ① 開発行為の施行状況を示す図面(利用計画図に施行状況を記入して下さい)
- ② 工事工程表(施行状況を赤で記入して下さい)
- ③ 施行状況写真

林 地 開 発 行 為 災 害 発 生 届

年 月 日

神奈川県知事 殿

(許可を受けた者)

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及
び代表者の氏名)

年 月 日付けで林地開発の(変更)許可を受けた行為について、次のとおり災害が発生したので、届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 指 令 番 号	年 月 日 神奈川県指令 第 号
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 の 目 的	
災 害 の 内 容	発 生 年 月 日 時
	発 生 理 由
	被 災 区 域
	被 災 状 況
復 旧 工 事 の 内 容	緊 急 に 講 じ た 措 置 の 内 容
	今 後 の 復 旧 工 事 の 内 容
復 旧 予 定 年 月 日	年 月 日
備 考	

林 地 開 発 行 為 災 害 復 旧 計 画 書

年 月 日

神奈川県知事 殿

(許可を受けた者)

住 所
氏 名

(法人にあつては名称及
び代表者の氏名)

年 月 日付けで林地開発行為災害発生届を提出した箇所について、次のとおり復旧計画を作成したので提出します。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 指 令 番 号	年 月 日 神奈川県指令 第 号
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 の 目 的	
災 害 復 旧 工 事 の 施 行 箇 所	
災 害 復 旧 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	
災 害 復 旧 工 事 の 内 容	別添図書のとおり
備 考	

林地開発行為災害復旧完了届

年 月 日

神奈川県知事 殿

(許可を受けた者)

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで承認を受けた災害復旧工事が次のとおり完成したので届け出ます。

許可年月日及び 許可指令番号	年 月 日 神奈川県指令 第 号
開発行為に係る森林の 所在場所	
開発行為の目的	
災害復旧工事の 施行箇所	
災害復旧工事の 完了年月日	
災害復旧工事の 内 容	
備 考	

林 地 開 発 許 可 変 更 申 請 書

年 月 日

神奈川県知事 殿

(許可を受けた者)

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及
び代表者の氏名)

年 月 日付けで林地開発の(変更)許可を受けた行為について、次のとおり変更したいので申請します。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 指 令 番 号	年 月 日 神奈川県指令 第 号	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所		
	変 更 前	変 更 後
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積		
開 発 行 為 の 目 的		
開 発 行 為 の 着 手 年 月 日 開 発 行 為 の 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで
変 更 の 内 容 及 び 理 由		
開 発 行 為 の 施 行 体 制		
備 考		

林 地 開 発 許 可 変 更 届

年 月 日

神奈川県知事 殿

(許可を受けた者)

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで林地開発の(変更)許可を受けた行為について、次のとおり変更したいので届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 指 令 番 号	年 月 日 神奈川県指令 第 号	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所		
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積		
開 発 行 為 の 目 的		
	変更前	変更後
開 発 行 為 の 着 手 年 月 日 開 発 行 為 の 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで
変 更 の 内 容 及 び 理 由		
備 考		

林地開発行為者住所(氏名)異動届

年 月 日

神奈川県知事 殿

(許可を受けた者)

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで林地開発の(変更)許可を受けた者について、次のとおり住所(氏名)に異動が生じたので届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 指 令 番 号	年 月 日 神奈川県指令 第 号
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積	
開 発 行 為 の 目 的	
異 動 年 月 日 及 び 異 動 の 理 由	
許 可 を 受 け た 者 の 新 住 所 及 び 氏 名	
許 可 を 受 け た 者 の 旧 住 所 及 び 氏 名	
備 考	

林 地 開 発 行 為 地 位 承 継 届

年 月 日

神奈川県知事 殿

(承継を受けようとする者)

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで林地開発の(変更)許可を受けた行為について、開発行為に係る地位を次のとおり承継したいので届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 指 令 番 号	年 月 日 神奈川県指令 第 号
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積	
開 発 行 為 の 目 的	
承 継 年 月 日	年 月 日
承 継 の 原 因	
備 考	

林 地 開 発 行 為 休 止 届

年 月 日

神奈川県知事 殿

(許可を受けた者)

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及
び代表者の氏名)

年 月 日付けで林地開発の(変更)許可を受けた行為について、次のとおり休止したいので届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 指 令 番 号	年 月 日 神奈川県指令 第 号
開 発 行 為 を 休 止 す る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 を 休 止 す る 森 林 の 土 地 の 面 積	
開 発 行 為 を 休 止 す る と き の 開 発 行 為 の 完 了 済 の 土 地 の 面 積	
開 発 行 為 の 目 的	
開 発 行 為 の 休 止 予 定 年 月 日	
休 止 の 理 由	
休 止 に あ た っ て の 防 災 措 置 の 概 要	
再 開 予 定 年 月 日	
備 考	

林 地 開 発 行 為 再 開 届

年 月 日

神奈川県知事 殿

(許可を受けた者)

住 所
氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで林地開発行為休止届を提出した行為について、次のとおり再開したいので届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 指 令 番 号	年 月 日 神奈川県指令 第 号
林地開発行為休止届 提 出 年 月 日	
開発行為を再開する 森 林 の 所 在 場 所	
開発行為を再開する 森 林 の 土 地 の 面 積	
開発行為を再開するときの 開発行為の完了済の土地の面積	
開 発 行 為 の 目 的	
開 発 行 為 の 再 開 予 定 年 月 日	
休 止 期 間 中 の 防 災 措 置 の 概 要	
備 考	

林 地 開 発 行 為 廃 止 届

年 月 日

神奈川県知事 殿

(許可を受けた者)

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及
び代表者の氏名)

年 月 日付けで林地開発の(変更)許可を受けた行為について、次のとおり廃止したいので届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 指 令 番 号	年 月 日 神奈川県指令 第 号
開 発 行 為 を 廃 止 す る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 を 廃 止 す る 森 林 の 土 地 の 面 積	
開 発 行 為 を 廃 止 す る と き の 開 発 行 為 の 完 了 済 の 土 地 の 面 積	
開 発 行 為 の 目 的	
開 発 行 為 の 廃 止 予 定 年 月 日	
廃 止 の 理 由	
廃 止 に あ た っ て の 防 災 措 置 の 概 要	
備 考	

主 要 な 防 災 施 設 等 設 置 完 了 届

年 月 日

神奈川県知事 殿

(許可を受けた者)

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及
び代表者の氏名)

年 月 日付けで林地開発の(変更)許可を受けた行為について、次のとおり主要な防災施設の設置が完了したので届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 指 令 番 号	年 月 日 神奈川県指令 第 号	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所		
開 発 行 為 の 目 的		
完 了 年 月 日	年 月 日	
完了内容	工種	数量
備考		

林 地 開 発 行 為 完 了 届

年 月 日

神奈川県知事 殿

(許可を受けた者)

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで林地開発の(変更)許可を受けた行為について、次のとおり完了したので届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 指 令 番 号	年 月 日 神奈川県指令 第 号		
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所			
開 発 行 為 の 目 的			
完 了 年 月 日	年 月 日		
完 了 区 分	全部・一部		
完 了 内 容	事業区域面積	ha	
	全 体 面 積	開発行為をしようとする森林面積	ha
		開発行為に係る森林面積	ha
		事業区域面積	ha
	完 了 面 積	開発行為をしようとする森林面積	ha
		開発行為に係る森林面積	ha
事業区域面積		ha	
継 続 実 施 面 積 (一部完了の場合)	事業区域面積	ha	
	開発行為をしようとする森林面積	ha	
	開発行為に係る森林面積	ha	
備 考			

開発行為に係る事業又は施設の名称												
開発行為に係る森林の所在場所												
面積		開発区域				ha						
		開発行為をしようとする森林 ①				ha						
		開発行為に係る森林 ②				ha						
		残置森林 ③				ha						
開発行為をしようとする森林の現況	地況	地質			降水量	mm						
		土壌			湧水	有・無						
		傾斜	度～度		標高	m～m						
	林況	樹種			林齢	年～年 [平均年]						
		針葉樹林	%	ha	竹林	%	ha					
		広葉樹林	%	ha	無立木地・原野	%	ha					
		混交林	%	ha	伐採跡地	%	ha					
樹高	高・中・低		疎密度	疎・中・密								
開発区域利用計画面積	開発行為をしようとする森林の利用計画面積	残置森林 ③				ha						
		〔残置森林のうち若齢林(15年生以下の森林)〕 ⑦				() ha						
		開発行為に係る森林内造成森林 ④				ha						
		開発行為に係る森林内造成緑地 ⑤				ha						
		開発行為に係る森林内の用途用地 ⑥				ha						
	森林以外の土地の利用計画面積	用途用地の内訳	施設	ha	農地	ha	水路	ha	道路	ha	その他	ha
		森林以外の土地に造成する森林 ⑧				ha						
		森林以外の土地に造成する緑地 ⑨				ha						
		森林以外の土地の用途用地 ⑩				ha						
		用途用地の内訳	施設	ha	農地	ha	水路	ha	道路	ha	その他	ha
計 (開発区域面積)									ha			
残置森林率 (③-⑦) / ①		%										
森林率 (③+④) / ①		%	森林緑地率 (③+④+⑤) / ①				%					
※ 補正森林率 (③+④+⑧) / ①		%	※ 補正森林緑地率 (③+④+⑤+⑧+⑨) / ①				%					
開発区域の地目別面積		山林	ha	原野	ha	保安林	ha					
		田	ha	畑	ha	宅地	ha					
		国 有 道 水 路 等	ha	その他	ha	計	ha					
備考												

※ 参考事項として記載してください

申請様式3

開発区域内土地利用計画書付属明細書（森林以外の土地）

森林以外の土地の 所 在 場 所	森林以外の土 地の面積	造成 森林 ⑧	造成 緑地 ⑨	用途 用地 ⑩※	地目	土地所有者の氏名又 は名称及び住所	権利の手續状況			備考
							所有権に関 する 権利状況	所有権以外の権利関係の状況		
所在							権利名	権利者名	状況	
計										

※用途用地：備考覧に転用内容を記載（施設、農地、水路、道路等）

申請様式4 防災工事総括表

土 工	切土	数量	法面の形態	勾配	適用基準	
		m3				
	盛土	数量	法面の形態	勾配	施工途上における留意点	
		m3			イ)排水施設 ロ)締固め方法	
	域外搬出	数量	処理場所		施設規模・法令等の許可状況	
		m3				
雨 水 排 水 施 設	種別	数量	森林法による 時間あたりの 降雨量 (指導基準)	他機関によ る時間当り 降雨量	流出係数	安全率
						仮設水路の場合 管渠布設の場合
					・林地 ・裸地	
			流量算出適用公式		イ)マニング式 ロ)ラショナル式 ハ)クッター式	
沈 砂 池	No.	流出土砂量	調整容量	計算基礎		
				森林法の指導基準	他機関の基準	
				m3/年間ha		
調 整 池	No.	許容放流量	調整容量	計算基礎		
				森林法の指導基準	他機関の基準	
				mm/hr		
防 災 施 設	擁壁	壁体の構造		数量	基礎条件	
				箇所 m m ² ・m ³		
	えん堤	堤体の構造		数量	基礎条件	
				基 m ³		
法面保護工	種 別		数 量			
緑化計画	種 別		数 量			
造成森林計画	種 別		数 量			

申請様式5 土量計算表

測点	距離	切土			盛土			摘要
		断面積	平均断面積	数量	断面積	平均断面積	数量	

申請様式6 法面計画一覧表

番号	法長	勾配	小段幅/m毎	土質	擁壁の有無	緑化工

申請様式7 擁壁計画一覧表

番号	構造					法面		基礎地盤 地質	応力		安全率	
	L	H	V又は A	W	n/m	地質	勾配		$P\alpha$	$P\beta$	転倒	滑動

申請様式8 貯砂ダム、洪水調節ダム一覧表

番号	提体構造					基礎地盤 地質	堆砂高	貯砂量	越流水 深	応力		
	L	H	V	W	n/m			貯水量		$P\alpha$	$P\beta$	$\Sigma H/\Sigma V$

申請様式9 排水施設一覽表

区域名	単集水面積		累加集水面積		流水量	排水施設No.	種別規格	断面積	粗度係数	径深	流速	安全率	備考
	未開発部	開発部	未開発部	開発部									

申請様式10 貯水池、調整池容量一覽表

番号	必要貯水量		流入土砂量		掘削土砂量		必要調整容量	計画容量				備考	
								調整ダム		調整池			

申請様式11

収支計算書

科 目		金額
収 入	自 己 資 金	
	処 分 収 支 等	
	借 入 金	
	○ ○ ○	
	○ ○ ○	
支 出	○ ○ ○	
	計	
	用 地 費	
	工 事 費	
	整 地 工 事 費	
	道 路 工 事 費	
	防 災 施 設 工 事 費	
	○ ○ ○ ○	
	附 帯 工 事 費	
	○ ○ ○ ○	
事 務 費		
借 入 金 利 息		
○ ○ ○ ○		
計		

申請様式12

年度別資金計画

(単位:千円)

科目	年度	年度	年度	年度	計
支 出	事 業 費				
	用 地 費				
	工 事 費				
	附 帯 工 事 費				
	事 務 費				
	借 入 金 利 息				
	○ ○ ○ ○				
	借 入 償 還 金				
	○ ○ ○ ○				
	計				
収 入	自 己 資 金				
	借 入 金				
	○ ○ ○ ○				
	処 分 収 入 等				
	○ ○ ○				
	○ ○ ○				
	○ ○ ○				
計					

開 発 行 為 の 施 行 同 意 書

年 月 日

開発者 住 所
氏 名

様

権利者 住 所
氏 名
電話番号

印

わたくしが、権利を有する次の物件について開発行為の施行及び開発行為に関する工事を行うことを同意します。

物件の種類	所在及び地番	面積	権利の種類	摘要

- 備考 1. 物件の種類欄には、土地、建物等の種別を記載してください。
2. 権利の種類欄には、所有権、抵当権等の別を記載してください。

法 令 名	手続きの必要有無	状 況	提出年月日	処分年月日	担当課	備考
河川管理者等との協議	有・無					
道路管理者との協議	有・無					
都市計画法	有・無					
盛土規制法	有・無					
農業振興地域の整備に関する法律	有・無					
農地法	有・無					
採石法	有・無					
砂利採取法	有・無					
自然公園法	有・無					
首都圏近郊緑地保全法	有・無					
文化財保護法	有・無					
河川法	有・無					
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	有・無					
墓地、埋葬等に関する法律	有・無					
国有財産法	有・無					
地方自治法	有・無					
土地利用調整条例	有・無					
環境影響評価条例	有・無					
風致地区条例	有・無					
みどりの協定	有・無					
緑地保全協定	有・無					
その他の許認可・協定	必要に応じ追加する					

状況欄には、「許可申請中」、「届出済」等の進行状況や問題点を記載をする。

許認可済みのものは、許認可書(写)、申請中のものは申請書(写)、その他の手続きについてはそれを証明する書類を添付する。

別表1

林地開発許可申請書及び添付図書作成基準

図書名	明示する事項	様式例、 図面の縮尺	作成上の留意事項	提出部数				
				申請書 正本	申請書 副本 注1	市町村 意見 照会用 注2	必要 部数	河川管 理者との 協議が 必要な 場合
林地開発許可申請書 (省令第4条)	開発行為に係る森林の所在場所 開発行為に係る森林の土地の面積 開発行為の施行体制 他法令等の許認可手続き状況	第1号様式 (変更の場 合) 第9号様	所在は森林の代表地番を記入する。 全体計画の一部について許可の申請をする場合は全体計 画面積を()書きで上段に当該許可申請に係る面積を裸書 まで下段に併記する。 注意事項2にある備考欄への記載事項は、「別添申請様式 14のとおり」として、申請様式14を添付する。	1	1		2	
図面1 位置図 (省令第4条第1号)	(1) 開発区域 (2) 流域 (3) 河川の位置 (4) ネット地点	1/25,000 の国土地理 院発行の地形 図	流域現況を説明する図を兼ねるものとする (1) 「開発区域」とは農地、宅地等を含む全体の区域を言い当 該区域を赤で線取る。 なお、もつぱら道路の開発については線形を記入すること し開発する起点を△、終点を○として明示する。 (2) 開発区域下流部のネット地点の上流全域及び面積(単 位…小数点以下3位四捨五入2位止) ネット地点を示すための必要な場合は1/50,000の国土地 理院発行の地形図を用い流域現況図を添付する。 (3) 流域内の河川及び一級、二級、準用、普通の区分、河川名 (一級、二級、準用、普通が一河川に有る場合は、○印で区 分がわかるようにする)。 (4) ネット地点は赤で記入する。	1	1	1	3	1
図面2 区域図 (省令第4条第1号)	(1) 方位 (2) 開発区域 (3) 県、市(郡)町村、大字、字界及び名称 (4) 地番界及び地番 (5) 開発行為に係る森林の区域 (6) 残置森林の区域 (7) 森林以外の土地 (8) 将来計画の区域	1/5,000 以上の等 高線の入っ た地形図	(2) 位置図と同様に記載する。 (3) 行政区境界は当該開発区域に必要な範囲内を表示する。 (4) 地番界及び地番は開発区域について入れ、地番はアラビア 数字で記載する。 (5) 開発行為に係る森林の区域内に造成する森林…黄緑色、 開発行為に係る森林の区域内に造成する緑地…黄色、 用途用地(一時転用を含む)…橙色で着色する。 (6) 残置森林の区域は緑色で着色する。 (7) 開発区域内に森林以外の土地がある場合は 農地…茶色、宅地…桃色、保安林…赤色、国有等水路… 水色、公団上等の道路…こげ茶色等で着色する。 (8) 全体計画の一部について許可申請をする場合は将来の計 画区域を青色で線取る。なお、将来の計画区域は土地の権 利等がある程度確保されていることを原則とする。	1	1	1	3	
開発行為に関する計画書 (省令第4条第2号)	開発工事設計者 開発工事施工者	第2号様式	申請書に添付する書類の目録を兼ねている。 6から11の項目については、行為内容から、該当しない場 合は省略して差し支えない。 開発工事設計者欄には会社(支店)名、連絡者名、電話番号 を記載する。 開発工事施工者欄も上記と同様に記載する。	1	1		2	
1. 開発区域内用地利用 計画書	(1) 開発行為に係る事業又は施設の名称 (2) 面積 (3) 開発行為をしようとする森林の現況 (4) 開発区域の地目別面積 (5) 土地利用計画面積 (6) 残置森林率 (7) 森林率 (8) 補正森林率	申請様式1	(1) 事業又は施設の名称とは○○宅地造成事業、○○岩石採 取事業、○○ゴルフ場造成事業等を記載する。 (2) 面積は実測でヘクタールを単位として少数第5位以下を切 捨、第4位まで記載する。 (3) 開発行為をしようとする森林の現況には地質(代表的なも の)、土壌(代表的なもの)、傾斜(平均傾斜)、降水量、湧 水(有無)、標高(最低標高～最高標高)、人工林・天然林面 積(ヘクタール単位、少数以下切捨)、林齢(最低林齢～最 高林齢、平均林齢)疎密度(疎、中、密)を記入する。 (4) 開発区域の地目別面積はヘクタール単位として少数第5位 以下を切捨、第4位まで記載する。 (5) 土地利用計画面積は実測として上記と同様な単位で記載 する。 (7) 住宅団地造成の場合は森林緑地率を記載する。 (8) 住宅団地造成の場合は補正森林緑地率を記載する。	1	1	1	3	
2. 開発区域内用地利用 計画書付属明細書(開発 行為をしようとする森林)	(1) 森林の所在場所 (2) 開発行為をしようとする森林の面積 (3) 開発行為に係る森林の土地の面積 (4) 森林の土地所有者の氏名又は名称及 び住所 (5) 所有権に関する権利状況 (6) 所有権以外の権利関係の状況	申請様式2	(1) 開発行為をしようとする森林について一筆ごとに記載する。 (2) 面積の内訳はヘクタール単位で少数第5位以下を切捨、第 4位までとし、原則として台帳面積を上段裸書、実測面積を 下段()書とする。 (3) 上記と同様に記載する。 (4) 森林の土地所有者とは登記事項証明書上の所有者とする。 (5) 所有権に関する権利状況欄には登記事項証明書上で申請 者の名義になっているもの…所有、名義になっていないも ので売買契約済、売買承諾済、売買交渉中、賃貸契約済、 賃貸承諾済、賃貸交渉中、(開発行為に関する)施行同意 済、施行同意交渉中等と記載する。 (6) 所有権以外の抵当権、地上権、賃借権等登記事項証明書 上の権利が設定されている場合にはその権利名、権利者 名、状況(抹消同意済、交渉中)等記載する。	1	1	1	3	
3. 開発区域内用地利用 計画書付属明細書(森林 以外の土地)	(1) 開発区域内の森林以外の土地につ いて所在場所、面積、地目、土地所有者 の氏名又は名称及び住所、所有権に 関する権利状況、所有権以外の権利 関係の状況	申請様式3	前記開発行為をしようとする森林の所在場所等に準じて記 載する。	1	(1)		2	

図書名	明示する事項	様式例、 図面の縮尺	作成上の留意事項	提出部数				
				申請書 正本	申請書 副本注)1	市町村 意見 照会用注)2	必要 部数	河川管 理者との 協議が 必要な場 合
図面3 現況図	(1) 方位 (2) 開発区域 (3) 地形 (4) 林況 (5) 開発区域内及び周辺の人家又は公共施設の状況	1/5,000 以上の等高線の入った地形図	(2) 位置図と同様に記載する。 (3) 地形は標高差等が明確に判断できるよう等高線を入れて示す。 (4) 林況は人工林…緑色、天然林…橙色に着色し、樹種(スギ、ヒノキ、マツ、クスギ、その他広葉樹)、林齢を記載する。 (5) 周辺とは開発により直接影響(防災、水資源確保、環境保全等)を及ぼす区域という。	1	1	1	3	
図面4 利用計画図 (施設計画図)	(1) 方位 (2) 開発区域 (3) 建物、道路等土地利用計画造成施設の位置 (4) 一時利用の位置 (5) 残置又は造成する森林及び緑地の区域 (6) 基準点の位置	1/5,000 以上の等高線の入った地形図	(2) 位置図と同様に記載する。 (3) 造成施設の位置については適当に着色し、施設計画が分かるようにする。 (4) 一時利用の場合にあつてはその区域を青色で線どる。 (5) 残置する森林…緑色、開発行為に係る森林の区域内に造成する森林…黄緑色、開発行為に係る森林の区域内に造成する緑地…黄色、森林以外の土地に造成する森林及び緑地…橙色で着色する。 (6) 開発行為の地盤高管理の基準となる点を明示する。	1	1	1	3	1
4. 事業計画書 ○開発行為の概要 ○施設利用管理計画	(1) 全体計画及び期別計画の概要 (2) 計画の内容を各項目ごとに概要説明 ア ゴルフ場 イ レジャー施設 ウ 宅造、霊園墓地等 エ 砂利、岩石採取 オ 産業廃棄物 カ その他	任意の様式 任意の様式	(1) 全体計画の一部についての許可申請の場合は全体計画の概要及び当該申請分も含め個々の期別計画の全体計画に対する位置づけ等を記載する。 (2) 計画内容説明の中より該当する数量等を記載する。 開発目的の形態により作成上の留意事項欄の項目について計画の内容を記載すること。 ア ホール数、ヤード数、管理施設、売店その他の建物、道路(進入、基幹、管理)、用水(水源、需要供給量、貯水槽等)、附属施設(ゴミ、屎尿、防火、電気、駐車場、リフト、橋梁、貯水池、調整池)等 イ 遊戯施設 その他アに準じる。 ウ 区画(宅造の場合は収容人数等)、1区画当り面積、その他アに準じる。 エ 採取方法、数量(全体、期別、1日当り)、洗浄場所、採取設備、掘さく面積、搬出計画(量、台数)、表土・廃土等置場、砂利岩石置場、跡地の処理、汚濁水の処理、交通事情等 オ 廃棄物の種類、数量(全体、1日当り)、搬入計画(量、台数)、客土等置場、跡地の処理、汚濁水の処理、交通事情等 カ その他のものはアに準じる。	1	1	1	3	
○防災工事概要 ○一時利用(仮設)計画概要 ○森林造成計画及び緑化計画 ○実施工程表	(1) 切土、盛土、捨土の工法及び防護柵の設置位置、擁壁、ダム等の設置位置等工事に關する基本的な考え方 (1) 利用計画 (2) 利用の期間 (3) 仮設防災計画 (4) 利用後の現状回復方法 (1) 森林造成計画の基本方針 (2) 緑化計画の基本方針 (3) 残置森林、造成森林及び緑地の管理、保育等の計画 (4) 造成する森林及び緑地の植栽樹種、本数、管理、保育等の計画 (1) 主要工種毎の具体的な実施工程を記載する。	任意の様式 任意の様式 任意の様式 任意の様式	(1) 工事仕様書に準じて記載する。 また、開発行為の完了後においても整備した排水施設や洪水調整池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の監視等の完了後の維持管理方法について記載する。 一時利用とは材料置場、進入路等の一時的な利用行為をいう。 (3) 工事中の防災対策について記載する (4) 利用後の現状回復方法は、森林造成計画及び緑化計画書に準じて記載する。 (1) 残置森林についても記載する。 (2) (1)、(2) 造成森林及び緑化に対する基本的な考え方は「みどりの協定」(緑政課)の内容と整合させる。 (3) 植栽方法、時期、下刈、肥培、その他、保育管理計画、山火事、病害虫防除等について記載する。 (4) 植栽方法、時期、下刈、肥培、その他、保育管理計画、山火事、病害虫防除等について記載する。 (1) 大規模な土工で工区が分かれている時は、それぞれに記載する。	1	1	1	3	1
5. 防災工事総括表	(1) 擁壁、貯砂ダム、洪水調節ダム、雨水流出量、排水施設、貯水池、調整地等の設計根拠となる計算 (2) 補足説明資料	申請様式4 任意の様式	(1) 開発行為の許可基準、治山技術基準等により個々に行う。 なお設計条件が同一の場合は省略することができる。 (2) 設計根拠について、様式の枠内に記載しきれない場合は、任意の様式により添付する。	1	1	1	3	1
図面5 防災施設平面図	(1) 方位 (2) 開発区域 (3) 集水区域区分 (4) 法面、擁壁、貯砂えん堤等防災施設の位置、工程、番号等	1/5,000 以上の等高線の入った地形図	(2) 位置図と同様に記載する。 (3) 集水区域は番号(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、…)により区分する。 (4) (イ)凡例により位置、工程を表示する。 (ロ)施設名を集水区域毎に記号で表示する。 (例) 切土面Ⅰ(集水区域名)－C(切土)－1(下流より追番) 盛土面Ⅰ(“)－B(盛土)－1(“) えん堤Ⅰ(“)－Ds(貯砂)－1(“) えん堤Ⅰ(“)－Dw(貯水)－1(“) 擁壁Ⅰ(“)－Wc(切土面)－1(“) 擁壁Ⅰ(“)－WB(盛土面)－1(“) (ハ)構造物について既設…緑色、新設…赤色で着色す	1	1	1	3	
6. 土量計算表	(1) 測点、距離、切土(断面積、平均断面積、体積)、盛土(断面積、平均断面積、体積)ブロック毎の切盛数量差の処理方法	申請様式5	(1) 原則として別途作成の断面図により土量計算を行うこと。なお大規模な土工の場合は区域ごと集計し、摘要欄に切盛数量差の処理について○○区域へOm3、○○区域よりOm3等と記載する。	1	(1)		2	
図面6 土工平面図	(1) 方位 (2) 開発区域 (3) 切土、盛土及び法面の施行位置 (4) 残置する森林の区域 (5) 土量と移動方法 (6) 縦、横断面図の位置	1/5,000 以上の等高線の入った地形図	(2) 位置図と同じ様に記載する。 (3) 切土…黄色、盛土…桃色で着色する。 (4) 残置する森林の区域は緑色で着色する。 (5) 大規模な土量を移動する場合は土工の一団地となる区域界、切土、盛土、域外搬出量等及び移動方向を明示する。 (6) 別途作成の縦、横断面図の位置を対照できるように記載す	1	1	1	3	
図面7 土工の断面図 (縦、横断面図)	(1) 断面の形状、寸法等(センターの位置、地盤高、計画高、切取及び盛土高、切土及び盛土量等)	原則として1/200 以上の図面	(1) 断面図は原則として土量計算に必要な箇所について作成し土工平面図の断面図の位置と照合できるように作成する。	1	(1)		2	

図書名	明示する事項	様式例、 図面の縮尺	作成上の留意事項	提出部数				
				申請書 正本	申請書 副本 注)1	市町村 意見 照会用 注)2	必要 部数	河川管 理者との 協議が 必要な 場合
7. 法面計画一覧表	(1) 番号 (2) 法長 (3) 勾配 (4) 小段巾/m毎 (5) 土質 (6) 擁壁の有無 (7) 緑化工	申請様式6	(1) 番号欄には別途作成の防災施設平面図を集水区域別(I、II、III…)に区分し、集水区域ごとに切土(C)、盛土(B)の追番とし、図面と一致させる。 (例) I(集水区域名)-C(切土)-1(法面NO.) I(集水区域名)-B(盛土)-1(法面NO.) (2) 法長は最長部分の長さを記載する。 (4) 小段巾/m毎は直高5.0m毎、小段巾1.0mの場合は、1.0/5.0と記載する。 (5) 土質は地盤地質について硬岩、軟岩、風化岩、砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土質等と記載する。 (7) 緑化工には工種(吹付、植栽、張芝等)を記載する。なお植栽については樹種、本数等も合わせて記載する。	1	(1)		2	
図面8 法面保護の方法を示す図面(平面図、横断面図)	(1) 法面の勾配、高さ、小段の巾等形状寸法、植栽及び緑化の方法、排水施設の位置等	原則として1/200以上の図面	(1) 切土、盛土等工種別に標準的なもの及び重要なもの。(法長の大きいもの等)3~4箇所作成する。	1	(1)		2	
8. 擁壁計画一覧表	(1) 番号 (2) 構造(長さ、高さ、体積または面積、天端巾、法) (3) 法面(土質、勾配) (4) 基礎地盤地質 (5) 応力(擁壁の下流端及び上流端の応力) (6) 安全率(転倒、滑動)	申請様式7	(1) 擁壁計画の全てについて作成することとし、番号は防災施設平面図と一致させる。 (例) I(集水区域名)-WC(切土面擁壁)-1(No.) I(集水区域名)-WB(盛土面擁壁)-1(No.) (2) L…全長、H…最高部の高さ、V…体積、A…面積、W…天端巾、n…表法(上段)、m…裏法(下段) (3) 土質は、最終法面の土質を計画一覧表の5の区分により表示する。 (4) 基礎地盤地質も上記と同様に表示する。 (5) Pα: 擁壁下流の応力、Pβ: 擁壁上流端の応力 (6) (5)、(6)については 別途作成の防災工事総括表により転記する。	1	(1)		2	
図面9 防災施設構造図(正面、平面、断面図)	(1) 名称(番号)規格、寸法等	原則として1/200以上の図面	(1) (イ) 構造物の配置される位置は防災施設平面図と合致させ、名称(番号)は事業計画書の各種一覧表及び防災施設平面図と合致させる。 (ロ) 擁壁については設計根拠資料により安全率を計算したもの及び代表的なもの(3、4箇所)の平面図、断面図を作成する。 (ハ) 貯砂ダム、洪水調節ダム等の重要構造物についてはすべて正面、平面、断面図を作成する。 (ニ) 鉄筋コンクリート構造物については配筋図を作成する。	1	(1)		2	
9. 貯砂ダム、洪水調節ダム一覧表	(1) 番号 (2) 堤体構造(堤体、堤高、体積、天端巾、法) (3) 基礎地盤資料 (4) 堆砂高 (5) 貯砂、貯水量 (6) 越流水深 (7) 応力(ダム下流端の応力、ダム上流端の応力、水平分力の合計、垂直分力の合計)	申請様式8	(1) ダム計画の全てについて作成することとし番号は防災施設平面図と一致させる。 (2) L…堤長、H…堤高、V…体積、W…天端巾、n…下流側法(上段)、m…上流側法(下段) (3) 基礎地盤地質は法面計画一覧表の5の土質と同様に表示する。 (4) 堆砂高はダム完成時点における数よりの堆砂見込高(掘削深を含む)を記載する。 (5) 貯砂、貯水量は別途作成の設計根拠資料及び貯水池、調整池容量一覧表より上段に貯砂量、下段に貯水量を記載する。 (6) 越流水深は最大ピーク流量時の越流水深を記載する。 (7) Pα…ダム下流端の応力、Pβ…ダム上流端の応力、ΣH…水平分力の合計、ΣV…垂直分力の合計 応力度計算は別途作成の防災工事総括表により転記する。	1	(1)		2	
10. 排水施設一覧表	(1) 区域名 (2) 単集水面積(未開発部、開発部) (3) 累加集水面積(未開発部、開発部) (4) 流出量 (5) 排水施設名 (6) 種別、寸法 (7) 断面積 (8) 粗度係数 (9) 径 深 (10) 勾 配 (11) 流 速 (12) 流 下 量 (13) 安全率	申請様式9	(1) 別途作成の集水区域図、排水施設平面図と合わせて作成する。 (2) (1) 区域名は単集水域名とする。 (3) 累加集水面積は排水系統毎に累計する。 (4) 流出量は別途作成の防災工事総括表にもとづき記載する。 (5) 施設名は排水施設平面図の番号を記載する。なお、ダム放水路についても記載する。 Ho(開渠)-1(No.) Hc(暗渠)-1(No.) Ds(ダム放水路)-1(No.) (6) 種別、寸法はH字管φ240等と記載しダム放水路については台形、矩形等と書き、備考に下巾、上巾、高さを記載する。 (7) 別途作成の防災工事総括表より転記することとする。 (8) // (9) // (10) // (11) // (12) // (13) //	1	(1)		2	
11. 貯水池、調整池容量一覧表	(1) 番号 (2) 必要貯水量 (3) 流入土砂量 (4) 掘削土砂量 (5) 必要調整容量 (6) 計画容量(調整ダム、調整池)	申請様式10	別途作成の集水区域図、排水施設平面図と合わせて作成する。 (1) 貯水池、調整池計画の全てについて作成することとし、番号は排水施設平面図と一致させる。 (例) P-1(No.) (2) 必要貯水量は開発後のピーク流量の値を開発前のピーク流量の値まで調節するために必要な容量として別途作成の防災工事総括表より転記する。 (3) 流入土砂量は工事中における開発部、未開発部よりの土砂の流出量を調整池への流入量とする。 (4) 掘削土砂量はダム等の掘削土を調整池部分へ入れる場合にその数量を記入する。 (5) 必要調整容量は (5)=(2)+(3)+(4) とする。 (6) 計画容量は調整ダム、調整池別に別途作成の防災工事総括表より転記する。	1	(1)		2	1

図書名	明示する事項	様式例、 図面の縮尺	作成上の留意事項	提出部数				
				申請書 正本	申請書 副本 注)1	市町村 意見 照会用 注)2	必要 部数	河川管 理者との 協議が 必要な場 合
図面10 集水区域図	(1) 方位 (2) 開発区域 (3) 排水系統区域(流域) (4) 単集水区域、面積、集水方向	原則として 1/10,000 以上の等高 線の入った 地形図	(1) 開発行為に影響のある集水区域が排水施設平面図に入らない場所等において作成する。 (2) 位置図と同様に記載する。 (3) 排水系統は流域により区分(A,B,C,...)する。 (4) (イ) 単集水区域は排水施設の規格等毎に区分した区域とし区域名を上流より追番で記載する。 (ロ) 面積は単集水区域毎にヘクタール単位(小数点以下3位を四捨五入で2位止)で記載する。 (ハ) 集水方向を矢印(→)で表示する。	1	(1)		2	1
図面11 排水施設平面図	(1) 方位 (2) 開発区域 (3) 排水施設の位置、工程等 (4) 排水系統区域 (5) 単集水区域、集水方向 (6) 未開発部、開発部の区域及び面積	1/5,000以 上の等高線 の入った地 形図	(1) 排水施設等が重複し、図面が見にくくなる時は基幹排水図、枝排水図等に分けて作成する。 (2) 位置図と同様に記載する。 (イ) 凡例により位置、工程を記載する。 (ロ) 施設名を排水系統毎に記号で表示する。 (例) Ho(開渠)-1(上流より追番) Hc(暗渠)-1(") (ハ) 種別、規格、勾配を記載する。 (4) 排水系統は流域により(A,B,C,...)する。 (イ) 単集水区域は排水施設の規格等毎に区分した区域とし、区域名を上流より追番で記載する。 (例) A(排水系統)-1(単水区域) (ロ) 集水方向を矢印(→)で表示する。 (6) 単集水区域毎に未開発部(緑色)、開発部(黄色)別に色分けし、それぞれの面積をヘクタール単位(小数点以下3位四捨五入2位止)で記入する。	1	1	1	3	1
図面12 排水施設構造図 (平面、側面、断面図)	(1) 名称(番号) (2) 規格、寸法等	原則として 1/200 以上 の図面	本図には諸排水施設のほか、貯水池、調整池等を含むものとする。 (1) 名称(番号)は排水施設平面図の施設名を記入する。 (イ) 貯水池、調整池等の重要構造物について、個々の平面図、側面図、断面図、及び容量計算図を作成する。 (ロ) その他排水施設の構造については規格ごとに標準(断面、側面)図を作成する。	1	(1)		2	1
12.信用及び資力があることを明らかにする書類(省令第4条第6号)	(1) 開発行為に要する資金の額 (2) 開発行為に要する資金の調達方法	申請様式11 申請様式12	(1) 申請様式11の収支計画書に準じて作成することとし、開発行為が多年度にわたる時は申請様式12に準じて作成する。 (2) 資金の調達方法の自己資金、借入金等にあつてはそれを証明する書類(預金残高証明書、融資証明書等)を添付する。なお処分収入を見込む場合はその根拠についても記載する。 なお、融資決定が開発行為の許可後となる場合、防災施設の設置に係る部分の資金の調達について、別途預金残高証明書等により確認する。 上記が困難な場合申請時に事業者の資金計画書及び金融機関からの関心表明書等を添付する。 また、着手時までには融資証明書を提出すること。	1	(1)		2	
13.開発行為をしようとする森林の権利関係の書類等	(1) 登記事項証明書 (2) 土地売買契約書 (3) 賃貸借契約書 (4) 所有者の同意書 (5) 所有権以外の権利者の同意書 (6) 印鑑証明書	申請様式13 申請様式13	(1) 開発行為をしようとする森林のすべての土地の登記事項証明書を添付する。 (2) 売買契約地であつて所有権が未登記の場合は土地売買契約書を添付する。 (3) 土地所有者との賃貸借契約の場合はその契約書を添付する。 (4) 申請者の所有地でない場合において、売買契約、賃貸借契約が締結されていない場合及び賃貸借契約中に開発の目的等が明示されていない場合は土地所有者の開発行為に対する施行同意書等を添付する。 (5) 所有権以外の権利とは地上権、地役権、賃貸権、抵当権等を行い、権利者の当該開発行為に対する施行同意書、権利の抹消同意書等を添付する。 (6) (2)の契約書には契約者の印鑑証明書を添付する。	1	(1)		2	
14.他法令等の許認可手続き状況(省令第4条第5号)	他法令等の許認可手続き状況	申請様式14	申請時点の許認可手続き状況(手続中・許可見込み等)を記載する。	1	1	1	3	
15.開発行為に係る協定書等	(1) 環境の保全に関する協定書 (2) 公共施設管理者等の同意書又は協定書 (3) 土砂の搬出先の同意書 (4) 他法令の許認可等手続きを証する書類		(1) 市町村、地元住民等との間に開発行為に伴う環境の保全に関する協定書がある場合にはその写しを添付する。 (2) 開発区域内外の公共施設と関連する場合、水路等へ雨水、汚水等を放流する場合、新設道路を既設道路に接続する場合及び水源から取水する場合等にはその管理者の同意書又は協定書の写し等を添付する。 (3) 土砂の域外搬出をする場合は、搬出先の同意書等を添付する。 (4) 許可書又は申請書等の写しを添付する。	1	(1)		2	
16.法人の登記簿謄本又は団体の規約等 (省令第4条第4号)			(1) 法人の場合はその登記事項証明書及び定款 (2) 法人でない団体の場合は代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類 (3) 個人の場合は、住民票の写し若しくは個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類	1	(1)		2	
17.防災施設を講ずるために必要な能力があることを証する書類	林地開発許可申請書(第1号様式)の「開発行為の施行体制」に記載した施行者のうち防災施設の設置に関わる者について、防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。 (1) 建設業法許可書 (2) 事業実施体制を示す書類 (3) 事業経歴書 (4) 林地開発に係る施工実績を示す書類 (5) 防災施設の設置に必要な資金の額及び調達方法	任意の様式 申請様式15 申請様式16	(1) 申請時点で防災施設施行者が決定していない場合等下記書類を提出できない場合には、申請時に施行者の決定方法や時期、求める施行能力について記載した書類を添付するとともに、着手前までに正規の確認書類を提出することについての確約書を添付する。 (2) 職員数、主な役員、技術者名等 (5) 預金残高証明書等を添付する。 なお、防災施設の設置に関わる者が申請者と同一である場合は、他で同様の書類を確認することから、ここでの添付は要しない。	1	(1)		2	
18.その他必要な書類	(1) 現況写真 (2) その他必要な書類							

注)1.開発行為に係る森林の面積が10ha以下の場合、()書きの書類を省略できるものとする。

注)2.二つ以上の市町村にまたがる開発行為については、当該市町村分の書類を添付する。

別表2 排水施設の計算に用いる諸数値

表1 流出係数

地区 区分 状態	浸透能小	浸透能中	浸透能大
林地	0.6 ~ 0.7	0.5 ~ 0.6	0.3 ~ 0.5
草地	0.7 ~ 0.8	0.6 ~ 0.7	0.4 ~ 0.6
耕地	—	0.7 ~ 0.8	0.5 ~ 0.7
裸地	1.0	0.9 ~ 1.0	0.8 ~ 0.9

表2 単位時間

流域面積	単位時間
50ヘクタール以下	10分
100ヘクタール以下	20分
500ヘクタール以下	30分

区分の適用にあたっては、現地の地表状態によるものとするが、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平坦地は浸透能大として取り扱っても差し支えない。

表3 確率雨量強度基準表

低部

確年率	10年	20年	30年	100年
降雨強度式	$\frac{1452}{t^{0.70} + 7.5}$	$\frac{2199}{t^{0.75} + 11.1}$	$\frac{2731}{t^{0.77} + 13.4}$	$\frac{4811}{t^{0.83} + 21.7}$
i =				
min	mm/h r	mm/h r	mm/h r	mm/h r
10	116.1	131.5	141.6	169.0
20	92.8	107.0	116.5	142.7
30	79.3	91.9	100.7	124.0
40	70.1	81.4	89.5	111.7
50	63.2	73.5	81.0	101.5
60	57.9	67.3	74.2	93.2

中部

確年率	10年	20年	30年	100年
降雨強度式	$\frac{1670}{t^{0.70} + 7.5}$	$\frac{2529}{t^{0.75} + 11.1}$	$\frac{3141}{t^{0.77} + 13.4}$	$\frac{5533}{t^{0.83} + 21.7}$
i =				
min	mm/h r	mm/h r	mm/h r	mm/h r
10	134.0	151.2	162.8	194.4
20	106.7	123.0	134.0	164.1
30	91.2	105.7	115.8	143.6
40	80.6	93.7	102.9	128.5
50	72.7	84.6	93.2	116.7
60	66.6	77.4	85.3	107.2

高部

確年率	10年	20年	30年	100年
降雨強度式	$\frac{1837}{t^{0.70} + 7.5}$	$\frac{2782}{t^{0.75} + 11.1}$	$\frac{3455}{t^{0.77} + 13.4}$	$\frac{6086}{t^{0.83} + 21.7}$
i =				
min	mm/h r	mm/h r	mm/h r	mm/h r
10	146.9	166.4	179.1	213.8
20	117.4	135.3	147.4	180.5
30	100.3	116.3	127.4	158.0
40	88.7	103.0	113.2	141.3
50	79.9	93.0	102.5	128.4
60	73.2	85.2	93.9	117.9

(注)

- 1 本表の低部の確率雨量は、確率日雨量等分布線 350 mm以下の地域、中部は 350 mm～450 mm、高部は 450 mm以上の地域に適用する。
- 2 本表の雨量強度式は横浜地方気象台（低部地域）の記録に基づき作成したものであり、中部については低部の確率雨量の 115%、高部については低部の確率雨量の 126.5%とした。
- 3 本表の時間は降雨継続時間（t）であるが、洪水量計算にラショナル式を使用する場合の設計雨量強度は、流達時間を算出し、その時間内の平均雨量強度とするが、その平均雨量強度の単位時間は本表の降雨継続時間として取り扱う。
- 4 確率雨量強度の地域については、2つの以上の地域にまたがる場合は、確率日雨量の高い地域を採用するものとする。

確率日雨量等分布線（100年確率）

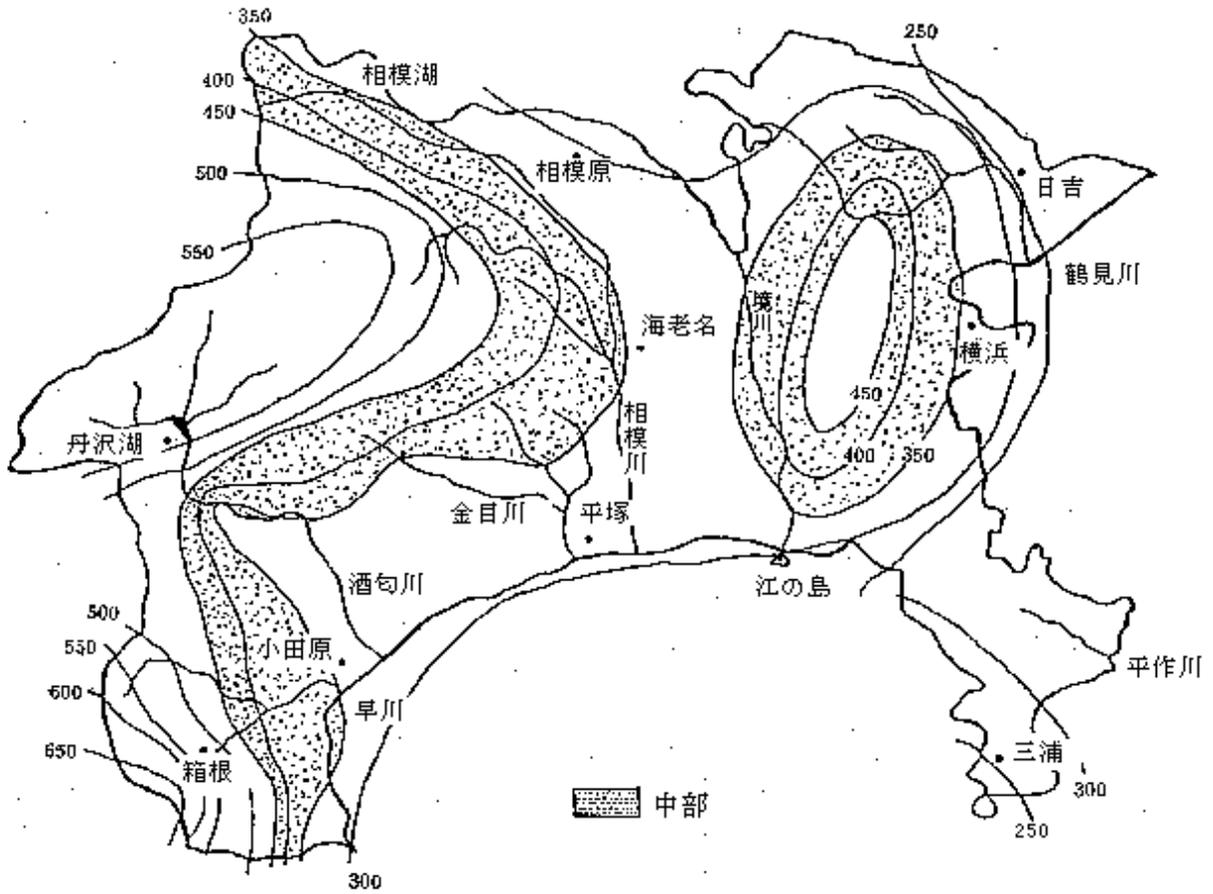


表4 マニング公式の粗度係数 (n) 標準値

水路または河道の材料および潤辺の状態	nの範囲
自然河川	
1 線形、断面ともに規則正しく、水深が大きいもの、ただし砂床	0.025~0.033
2 線形、断面ともに規則正しく、礫床、草岸のもの	0.030~0.040
3 蛇行線形、淵瀬があるもの	0.033~0.045
4 // 多少石礫および草があるもの	0.035~0.050
5 // 水深が小さいもの	0.040~0.055
6 // 石礫床、水深が小さいもの	0.040~0.060
7 水草が多いもの	0.050~0.080
土砂地盤に開さくした水路	
1 粘土性地盤、洗掘がない程度の流速	0.016~0.022
2 砂質ローム、粘土質ローム地盤であって良好状態のもの	0.020(平均値)
3 土地盤、直線状、断面整正な新水路	0.017~0.025
4 // 蛇行した鈍流	0.0225~0.030
5 // 石礫底、両岸に草が茂っているもの	0.025~0.040
6 断面一様な直線水路、底は泥砂	0.012~0.018
7 // 底は砂交じり小砂利	0.020(平均値)
8 // 底は砂利 径 1 ~ 3cm	0.022(//)
9 // // 2 ~ 6cm	0.025(//)
10 断面一様な直線水路、底は砂利 径 5~15cm	
岩盤に開さくした水路およびトンネル	
1 水平層岩盤、両岸を切り均し、または幅に対し水深のいちじるしく大きい場合	n<0.020
2 水平層岩盤、両岸を切り均さず、または水深の割合に大きい場合	0.020(平均値)
3 水平層を成さぬ岩盤、いちじるしい突出を残さぬように掘ったもの	0.025~0.035
4 水平層を成さぬ岩盤、突出が多い場合	0.035~0.045
5 岩盤無巻立トンネル	0.030~0.040
6 岩盤無巻立トンネル、表面を切り均したもの	0.025~0.030
7 岩盤掘放しトンネル、セメントガンで凹凸を切均したもの	0.012~0.025
石工水路	
1 煉瓦モルタル積	0.012~0.017
2 切石モルタル積	0.013~0.017
3 粗石モルタル積	0.017~0.030
4 粗石空積	0.025~0.035
5 両岸石張り、底面平坦な土	0.025(平均値)
6 両岸石張り、不規則	0.028~0.035
セメント、モルタル、コンクリートの管、トンネル、水路および土管	
1 純セメント平滑面	0.010~0.013
2 土管、継手の良否による	0.010~0.016
3 コンクリート管、継手の良否による	0.012~0.016
4 遠心力鉄筋コンクリート管	0.011~0.014
5 砂利を露出するようになった古いコンクリート面	0.016~0.020
6 コンクリート巻トンネル、表面モルタル塗り	0.014~0.015
金属管	
1 鋳鉄管	0.011~0.015
2 真鍮管	0.009~0.013
3 鋸接鋼管	0.013~0.017

別表3 林地開発行為に係る森林造成指針

1 土壌の造成

1) 有効土層の確保

樹木の生育に必要な表層土(有効土層)は原則として1m以上を確保することとし、必要に応じて開発前の森林の表土などを覆土するものとする。

なお、この有効土層については、大型機械による転圧は避けるものとする。

参考 植物に必要な土層の厚さ

種別	生存最少厚さ cm	生育最少厚さ cm
草本	10～15	30
小低木	30	45
大低木	45	60
浅根性高木	60	90～100
深根性高木	90～100	150

2) 客土

植栽時の活着、生育を促進させるために必要に応じて樹木の生育に適した良質な土(黒ぼか、腐植土)により、植穴に客土するものとする。

3) 施肥

土壌の改良と併せて植栽木の成長促進を図るため、原則として植林用の肥料等の施肥又は肥料木の混植を行うものとする。

なお、肥料木は植栽後の管理を勘案のうえ慎重に選定するものとする。

肥料木の種類

種別	種	類
マメ科	° エニシダ、ハギ類	
非マメ科	° ハンノキ、° ヤマハンノキ、ヤシヤブシ、° ヒメヤシヤブシ、グミ類	

注)° 印は混植の場合に慎重を要するもの

4) 播種

表土の侵食及び流出防止のため、芝草等の播種を行い早急に土壌被覆を図るものとする。

「道路土工 切土工・斜面安定工指針 平成21年7月 日本道路協会」等の資料を参考に、品種を選定するものとする。

2 植付

1) 樹種

植栽樹種については、それぞれの特性を考慮のうえ、土壌の整備状況等に応じて、成林の見込みのある適正な樹種を選ぶものとする。

主要樹種と特性

樹種	性状	耐乾湿性			陰陽度			根系			土壌条件			備考
		乾	中	湿	陰	中	陽	浅	中	深	瘦	中	肥	
スギ	針葉樹			○			○			○			○	
ヒノキ	針葉樹		○			○		○				○		
サワラ	針葉樹			○		○		○				○		
アカマツ	針葉樹	○					○			○	○			
クロマツ	針葉樹	○					○			○	○			
スダジイ	常緑広葉樹		○			○				○			○	
アカガシ	常緑広葉樹		○		○					○		○		
シラカシ	常緑広葉樹		○		○				○			○		
タブノキ	常緑広葉樹		○			○				○		○		
クスノキ	常緑広葉樹		○			○				○		○		
ヤマモモ	常緑広葉樹	○			○					○	○			
ケヤキ	落葉広葉樹		○				○			○			○	
クヌギ	落葉広葉樹		○				○			○			○	
コナラ	落葉広葉樹	○					○			○	○			
ミズキ	落葉広葉樹			○	○			○				○		
オオシマザクラ	落葉広葉樹	○					○		○			○		
キリ	落葉広葉樹		○				○		○			○		
ホオノキ	落葉広葉樹		○				○		○				○	
キハダ	落葉広葉樹		○				○		○				○	
ニセアカシア	落葉広葉樹	○					○	○			○			
ハンノキ	落葉広葉樹			○			○		○		○			
ヤマハンノキ	落葉広葉樹	○					○		○		○			
エンジュ	落葉広葉樹		○			○		○					○	
クリ	落葉広葉樹	○					○		○			○		

2) 植付本数

植付本数は、樹種・植栽方法によって、また、植栽地の傾斜、土性等によって異なるが、原則として、ヘクタール当たり2,400本以上とし、林木と肥料木等を混植する場合には、あわせて5,000本以上とする。

3) 植付時期

常緑針葉樹 2月下旬～4月下旬が適期、9月下旬～10月下旬が準適期

常緑広葉樹 最適期は4月初旬～4月下旬(萌芽前)、続いて6月中旬～7月下旬の梅雨期
関東以北では寒害を受けやすいので秋～冬の休眠期には不適である。

落葉樹 最適期は萌芽前の2月下旬～3月上旬、続いて落葉後の11月上旬～12月上旬

4) 植付の方法

a 植穴前の苗木は、根が日光や風にさらされて乾燥することのないよう仮植等を行い適正に管

b 植穴の大きさは苗木に応じて径20～30cm、深さ20～30cm以上とする。

c 苗木は根が自然な状態に広がりかつ周囲の土と十分密着するように植え付ける。

d 肥料を施す場合は、根に肥料が直接触れないよう注意する。

3 森林造成の指針例

樹種	植林の可能地													土壌の造成						
	植栽後の管理		水分条件			基礎地盤			方向			標高			覆土又は客土			施肥	肥料木混植	播種
	できる	できない	乾	中	湿	砂利	岩石	残土	東南	西	北	～300m	300～700m	700m～	砂利	岩石	残土			
ヒノキ	○		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ 0.5	○ 0.5	○ 1.0	○	△	
サワラ	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ 0.5	○ 0.5	○ 1.0	○	△	
スギ	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ 0.5	○ 0.5	○ 1.0	○	○	
クロマツ		○	○			○	○	○	○	○		○	○		△ 0.5	△ 0.5	△ 0.5			
アカマツ		○	○			○	○	○	○	○			○	○	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.5			
シイ		○	○			○	○	○	○	○		○			○ 0.5	○ 0.5	○ 0.5	△		
タブノキ		○	○			○	○	○		○		○			○ 0.5	○ 0.5	○ 0.5	△		
		○			○	○	○	○	○	○		○			○ 0.5	○ 0.5	○ 0.5	△		
ヤマハンノキ		○	○			○	○	○	○	○		○	○	○				△		
ヤシャブシ類		○			○	○	○	○	○	○		○	○	○				△		
ミズキ		○			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○ 0.5	○ 0.5	○ 0.5	△		
ケヤキ		○			○	○	○	○	○	○		○	○	○	○ 0.5	○ 0.5	○ 0.5	△	○	
カン類		○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.5	△	△	
クリ	○			○		○	○	○	○	△		○	○		○ 1.0	○ 1.0	○ 1.0	○		
キハダ	○				○	○	○	○	○			○		○	○ 0.5	○ 0.5	○ 0.5	○		
ウルシ	○				○	○	○	○	○	△		○	○		○ 0.5	○ 0.5	○ 0.5	○		

○:可能地を示す

○:必要なもの

△:好ましいもの

数値は、覆土又は客土の厚さ